

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(令和7年分)
 (平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三(令和5年3月31日財務省告示第94号改正))

賞与の金額に 乗ずべき率	甲																乙				
	扶養親族等の数																		前月の社会保険料等控除後の給与等の金額		
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上		以上	未満			
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満			以上	未満	
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満		210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満						
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295	210	300	243	300	275	333	308	372					
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345	300	378	300	406	333	431	372	456					
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398	378	424	406	450	431	476	456	502					
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417	424	444	450	472	476	499	502	523					
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445	444	470	472	496	499	521	523	545		222			
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477	470	503	496	525	521	547	545	571					
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510	503	534	525	557	547	582	571	607					
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544	534	570	557	597	582	623	607	650					
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647	570	662	597	677	623	693	650	708					
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745	662	768	677	792	693	815	708	838	222	293			
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782	768	806	792	831	815	856	838	880					
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823	806	849	831	875	856	900	880	926					
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868	849	896	875	923	900	950	926	978					
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931	896	959	923	987	950	1,015	978	1,043					
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005	959	1,036	987	1,066	1,015	1,096	1,043	1,127	293	524			
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385	1,036	1,409	1,066	1,434	1,096	1,458	1,127	1,482					
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538	1,409	1,555	1,434	1,555	1,458	1,555	1,482	1,583					
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	524	1,118			
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717					
45.945	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上		3,622千円以上		3,654千円以上		3,685千円以上		3,717千円以上		1,118千円以上				

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 1 「扶養親族」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。
- 2 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び同法第75条第2項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。また、「賞与の金額に乘すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - (1) まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類（その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類）が扶養控除等申告書等に添付され、又は扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。
- 3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）
 - (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年3月31日財務省告示第115号（令和5年3月31日財務省告示第94号改正）第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。